

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2018/7/13号 (No. 279)

=====

【最新ニュース・クリッピング】

○ 中央政府の動き

1. SAMR 張茅局長、駐中国英国大使と北京で会談(国家市場監督管理総局公式サイト 2018年7月4日)
2. 「一帯一路」法治協力国際フォーラムが北京で開幕、成果文書発表(中国政府網 2018年7月3日)
3. 国務院李克強総理：5年以内に商標登録審期間を4ヶ月に短縮(中国政府網 2018年7月1日)
4. 五大特許庁がPCT協働調査試行プログラムを7月1日より開始(中国知識産権资讯网 2018年6月29日)
5. SIPOとMyIPO、特許審査ハイウェイ試行プログラムを開始(国家知識産権網 2018年6月28日)
6. 国家知識産権局何志敏副局長、世界知的所有権機関を訪問(国家知識産権網 2018年6月28日)

○ 司法関連の動き

1. 商標評審委員会、昨年行政訴訟9310件に応訴(中国知識産権资讯网 2018年7月3日)

○ 多国籍企業 R&D

1. 国家集積回路イノベーションセンターが上海で設立(中国知識産権资讯网 2018年7月5日)

○ その他知財関連

1. 中国商標五十人フォーラムが北京で開催、商標法改正を討議(国家知識産権網 2018年6月29日)

=====

●ニュース本文

○ 中央政府の動き

★★★1. SAMR 張茅局長、駐中国英国大使と北京で会談★★★

7月3日午後、国家市場監督管理総局(SAMR)の張茅局長とバーバラ・ウッドワード駐中国英国大使が北京で会談を行った。張局長は、知的財産権に関する行政法執行、標準化、認証認可、薬品化粧品監視管理などの分野において英国側との協力関係を深めて、両国間の経済貿易協力の持続的で安定的な発展を推進したいと表明した。

張局長はまた、「中国政府は知的財産権の保護活動を高く重視している。市場監督管理総局と知識産権局は知的財産権の保護を引き続き強化し、専利と商標分野の法執行活動に注力して、国内外企業の合法的な権益を平等に保護する方針である」と語った。

ウッドワード大使は、中国の対外開放拡大、貿易自由化に関する取り組みを評価した後、両国の関係部門が既存の良い協力基盤を強化して、様々な分野において経済・貿易交流を推進し、新たな成果を上げるよう期待すると表明した。

(出典：国家市場監督管理総局公式サイト 2018年7月4日)

★★★2. 「一帯一路」法治協力国際フォーラムが北京で開幕、成果文書発表★★★

7月2～3日、「一帯一路」法治協力国際フォーラムが北京で開かれた。中国の孔鉉佑外交部副部長(外務次官)と陳冀平中国法学会常務副会長が共同議長を務めた。「一帯一路」構想の参加国から350

人余りの政府高官、専門家、学者らが出席し、「一帯一路」の理念と国際法治、「一帯一路」と国際紛争解決などの議題について踏み込んで議論した。

会議の重要な成果として『「一帯一路」法治協力国際フォーラム共同議長声明』が公表された。声明は『「共に話し合い、共に建設し、共に分かち合う」原則を基礎に法治協力を繰り広げ、「一帯一路」構想のために法治の基礎を固める必要がある』として、貿易、投資、金融、税制、知的財産権、環境保護などの各分野の法的調整・協力を推し進め、安定的に公正で、透明かつ非差別的なルールと制度の枠組を構築する必要性を強調した。

出席者は『法治協力の強化は「一帯一路」構想の推進にとって重要な意義を持つ』との認識で一致。引き続き交流を強化し、協力を実施し、調整を促進し、「一帯一路」構想の長期で安定的な発展、深化、確実化に貢献する意向を表明した。

(出典：中国政府網 2018年7月3日)

### ★★★3. 国務院李克強総理：5年以内に商標登録審期間を4ヶ月に短縮★★★

6月28日に国務院が開催した「放管服（規制緩和、公正監督、サービス向上）」の改革深化と政府機能転換に関するテレビ会議で、李克強総理が演説を行い、改革を引き続き推進することで国際的に一流な、公正に競争できるビジネス環境を構築しなければならないと強調した。

李総理はまた、今後5年の改革作業の「スケジュール」と「任務」を明確にした。これによると、▽商標登録出願の審査期間は現在の8ヶ月から4ヶ月に短縮され、▽特許出願の審査期間は現在の三分の二に短縮され、▽高い価値を有する特許出願の審査期間は半減される見通しである。

(出典：中国政府網 2018年7月1日)

### ★★★4. 五大特許庁がPCT協働調査試行プログラムを7月1日より開始★★★

日米欧中韓の五大特許庁長官会合で達成された合意により、五大特許庁は7月1日よりPCT協働調査試行プログラム（CS&E）を開始する。試行期間は2年。

同施行プログラムが開始後、出願人は国家知識産権局（SIPO）に英語でPCT国際出願を提出する同時に、協働調査試行プログラムへの参加を申請することができる。審査を通過したものについて、SIPOは、PCT出願の国際段階における検索、調査を日米欧韓の特許庁と協働して行い、日米欧韓の特許庁による審査意見を参考して成果物を作成する。SIPOはまた、試行プログラムが開始してから半年または一年後、中国語によるPCTの国際出願の試行プログラム参加を受理する予定である。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年6月29日)

### ★★★5. SIPOとMyIPO、特許審査ハイウェイ試行プログラムを開始★★★

国家知識産権局（SIPO）とマレーシア知的財産公社（MyIPO）が締結した「特許審査ハイウェイ（PPH）分野における協力事業実施の意向書」により、SIPOとMyIPOは7月1日からPPH試行プログラムを開始する。2020年6月30日まで2年間実施する。

試行プログラムの開始により、出願人は「中国マレーシア特許審査ハイウェイ試行プログラムにおける国家知識産権局（SIPO）へのPPH請求プロセス」と、「中国マレーシア特許審査ハイウェイ試行プログラムにおけるマレーシア知的財産公社（MyIPO）へのPPH請求プロセス」に基づいて、それぞれSIPO、MyIPOにPPH請求を行うことができる。

(出典：国家知識産権網 2018年6月28日)

### ★★★6. 国家知識産権局何志敏副局長、世界知的所有権機関を訪問★★★

6月20日～22日、国家知識産権局（SIPO）の何志敏副局長率いる代表団が世界知的所有権機関（WIPO）を訪問した。何副局長は、フランシス・ガリ事務局長、王彬穎事務局次長、サンデー事務局次長、高木善幸事務局次長補とそれぞれ会談を行った。

ガリ事務局長との会談において、何副局長は国家知識産権局の再編成と最新の動き、「一帯一路」知的財産権ハイレベル会合の準備作業の進捗状況などを説明した。ガリ事務局長は、中国政府とともに「一帯一路」構想における知的財産権協力でより多くの成果を上げるよう努めたいと表明した。

実務活動に関する会談において、双方は、アジア太平洋地域における知的財産権協力事業、中国におけるWIPO技術・イノベーションサポートセンタープロジェクトの展開などについて意見を交わし、合意に達した。

(出典：国家知識産権網 2018年6月28日)

## ○ 司法関連の動き

### ★★★1. 商標評審委員会、昨年行政訴訟9310件に应诉★★★

国家知識産権局・商標評審委員会（審判担当部門）はこのほど、近年の商標審判に関する行政訴訟の全体的状況をまとめて分析した報告書を発表した。これによると、2015～2017年、同委員会の審決について提起された行政訴訟が全体に占める比率は安定的に推移していることがわかった。

商標に関する行政訴訟の動きを把握するために、商標評審委員会は2017年の敗訴事件をまとめた上、訴訟の全体状況と敗訴の主な原因を分析した。昨年、商標評審委員会は商標審判事件について、16万8900件の審決を出し、裁判所から应诉通達9310件を受け取った。起訴されたものが総審決件数に占める比率は5.5%。この比率は、3年前の2015年から5%前後の横ばいであった。また、裁判所が下した一審判決6330件の中で、商標評審委員会が敗訴したものは全体の25.2%を占める1594件、二審判決2614の中で同委員会の審決が撤回されたものは同37.4%を占める977件であった。

敗訴の原因について、行政訴訟において新たな証拠が提出、採用されたことは主な原因であると分析されている。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年7月3日)

## ○ 多国籍企業 R&D

### ★★★1. 国家集積回路イノベーションセンターが上海で設立★★★

7月3日、国家集積回路イノベーションセンターと国家インテリジェントセンサー・イノベーションセンターの発足式が上海で開催された。

全国集積回路イノベーションセンターは、復旦大学、中芯国際（SMIC）、華虹グループが共同で発起したもので、今後、より多くの有力企業と研究機関を加盟させ、集積回路の技術開発に関する共通プラットフォームを構築して、中国における集積回路の主流技術の方向性確定と信頼性の高い技術供給源の確保に注力し、産業グレードアップのための技術サポートと知的財産保護を行う。

国家インテリジェントセンサー・イノベーションセンターは、センサー設計の集積技術、先端製造、パッケージングなどに注力し、世界クラスのインテリジェントセンサー・イノベーションセンターの構築を目指す。

(出典：中国知識産権资讯网 2018年7月5日)

## ○ その他知財関連

### ★★★1. 中国商標五十人フォーラムが北京で開催、商標法改正を討議★★★

6月28日、「中国商標五十人フォーラム」第2回会議が北京で開催された。国家知識産権局の劉俊臣副局長が出席し、基調演説を行った。

劉副局長は演説の中で、商標に関する法律の整備と知的財産権の保護を強化して、統一で開放的、競争的な、秩序ある現代化市場体系の構築に努める方針を表明した。また、商標法の第4回改正を機に、商標の登録・保護・運用などの分野で直面している課題の解決に注力し、各国の経験を参考にするとともに中国の実情を踏まえて、行政法執行の強化でビジネス環境を改善するよう取り組むと語った。

会議において、国家知識産権局の商標管理部門と、人民法院、大学、研究機関、知的財産権サービス機関からの代表 50 名以上が商標法改正作業をめぐる討議を交わした。

(出典：国家知識産権網 2018 年 6 月 29 日)

---

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。

主な活動には、年 5 回開催する予定の全体会合 (メンバー間の情報交換や各種講演を実施) や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産問題についての情報交換を行う WG 等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト : <https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局 (ジェトロ・北京事務所 知的財産権部)

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

---

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

[https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みません。) により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構 (ジェトロ) 北京事務所知的財産権部

---

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved